

宇城市の教育

平成28年度



宇 城 市
教 育 委 員 会

目 次

はじめに	教育長 大槻 英	1
I	宇城市の概況	2
II	教育委員会	3
III	教育委員会事務局	
1	組織図	4
2	事務分掌	5～6
IV	教育財政（平成28年度予算）	7
V	取組の方向・重点事項及び具体的な事業	
1	教育講想図	8
2	教育総務課	9～17
3	学校給食課	18～21
4	生涯学習課	22～28
5	中央図書館	29～34
6	文化課	35～39
7	スポーツ振興課	40～42
VI	まとめ	43～44
教育施設一覧（資料編）		
1	学校の現状	45
2	生涯学習施設一覧	46
3	文化施設一覧	46
4	体育施設一覧	47

はじめに



宇城市の子ども・市民は宇城市の宝 ～子どもたちに夢を、宇城市に未来を～

2014年11月文部科学大臣より、中央教育審議会に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方」について諮問がなされました。工業による物の生産を礎とした産業社会から「知識の創造と活用」が駆動する知識基盤社会へという社会構造の転換によるものであります。この知識基盤社会では、大胆な発想の下、在来の知識を組み合わせるなり、活用して技術革新を起こすことが期待されています。学校教育の中でも、自分や集団の考えを発展させる学び合いの授業（聴いて、考えて、つなげる）が注目されています。

さて、目まぐるしく変わる時の流れの中で、学校教育の流れも変わってきています。教育基本法が改正され、「国や郷土を愛する態度」や「公共の精神」、「家庭教育の大切さ」が定められています。

また、全国的ないじめ問題の深刻化を受けて、答申がなされました。その中で、道德教育の重要性を改めて認識し、抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教材化し、人間の強さ弱さを見つめながら、理性によってコントロールし、よりよく生きるための基盤となる力を育てることが求められています。

答申においては、道德教育の使命を「人が一生を通じて追求すべき人格形成の根幹に関わるものであり、同時に民主的な国家社会の持続的発展を根底で支えるもの」としています。道徳性は、「豊かな心」だけでなく、「確かな学力」「健やかな体」の基盤ともなり、生きる力を育むものです。そして、道徳の時間を「特別の教科 道徳」として位置づけ検定教科書を導入することが決められています。

このように、道德教育の重要性を認識し、以下3点を中心にして日々の教育実践を展開していきます。

- 1 市民一人一人の交流を通して互いの「絆」の醸成
- 2 「リーダー」の養成と組織の継続・強化
- 3 10年先の宇城市の未来を背負う「子どもの健全育成」

社会の変化に主体的に対応し、たくましく生きる人間の育成を目指して、教育の在り方、考え方を展開する必要があります。他方、新たな教育の流れと同時に教育の不易の部分も大切にすることが求められます。そして、その効果は一朝一夕に出来るものではなく、一日一日、一時間一時間の地道な実践の積み上げの中に生まれます。

「教育こそ未来に残す最高の遺産である」

市民自らの成長と同時に宇城市民全ての力を結集し、地域の教育力の育成、強化を図っていきます。

宇城市教育長 大槻 英

I 宇城市の概況

○ 位置と地勢

宇城市は、平成17年1月15日、旧宇土郡三角町、不知火町、下益城郡松橋町、小川町、豊野町の5町が合併して誕生しました。

九州の経済大動脈である国道3号線と西は天草、東は宮崎県への結束点という地理的状況に恵まれ、美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた自然景観、そして都市機能を併せ持つバランスのとれた水と緑と心豊かな地域です。

地勢は、北に有明海、南に不知火海に接し、南向きの斜面からなる宇土半島部と九州山脈へと連なる中山間部、さらにその間をつなぎ熊本都市圏及び八代都市圏に接する平野部からなる、変化に富んだ自然環境と都市機能を併せ持った地域です。

東西約31.2km、南北約13.7kmで面積は、188.5km²です。

○ アクセス

熊本県の経済動脈ともいえるべき国道3号線が市中心部を南北に走り、天草から続く国道266号は、宇土半島南岸部、市中心市街部を経て熊本市に伸びます。松橋駅前の県道松橋停車場線は、国道3号線と交差し、以東は国道218号線として宮崎県延岡市へと続きます。宇土半島北岸には、海岸沿いを走る国道57号線もあり、これらを補完する形で県道や市道が縦横に走り、県央の交通の要衝となっています。

また、九州自動車道が市の東部寄りを南北に縦断し、国道218号線と交わる地点に松橋インターチェンジがあり、高速道路を利用し熊本空港まで約20分、福岡市まで約75分で結んでいます。

鉄道は、JR鹿児島本線が市のほぼ中心を南北に縦断し、熊本駅から松橋駅まで15分、八代駅から小川駅まで13分で連絡しています。また、鹿児島本線宇土駅から分岐したJR三角線の三角駅は熊本県の西端の駅で、天草の玄関口となっています。

○ 人口と世帯数

単位：人、戸

年・月	人口総数	男性	女性	世帯数
平成28年4月30日	60,641	28,724	31,917	23,737

○ 産業別人口

平成22年 国調 単位：人

第1次産業			第2次産業			第3次産業		
農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス等	運輸通信業	卸・小売
4,725	26	109	7	2,263	3,996	91	1,587	4,613

第3次産業				分類不能	総数
金融・保険業	不動産業・物品賃貸業	サービス業	公務		
345	202	9,624	1,072	626	29,286

○ 市のシンボル

【市木】 桜 【市花】 コスモス 【市鳥】 ウグイス

Ⅱ 教育委員会

職名	氏 名	委員就任年月日	現任期
教育長	大槻 英	平成 27 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日 平成 30 年 3 月 31 日

教育委員

職名	氏 名	委員就任年月日	現任期
委 員 (職務代理者)	長田 政敏	平成 26 年 3 月 12 日	平成 26 年 3 月 12 日 平成 30 年 3 月 11 日
委 員	小野 隆夫	平成 22 年 3 月 12 日	平成 26 年 3 月 12 日 平成 30 年 3 月 11 日
委 員	佐高 久美	平成 23 年 5 月 26 日	平成 25 年 3 月 12 日 平成 29 年 3 月 11 日
委 員	黒田 佐小里	平成 27 年 7 月 1 日	平成 27 年 7 月 1 日 平成 31 年 6 月 30 日
委 員	村田 寛	平成 28 年 3 月 24 日	平成 28 年 3 月 24 日 平成 32 年 3 月 23 日

※宇城市教育委員会委員定数条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 3 条ただし書の規定に基づき、宇城市教育委員会は、教育長及び 5 人の委員をもって組織する。

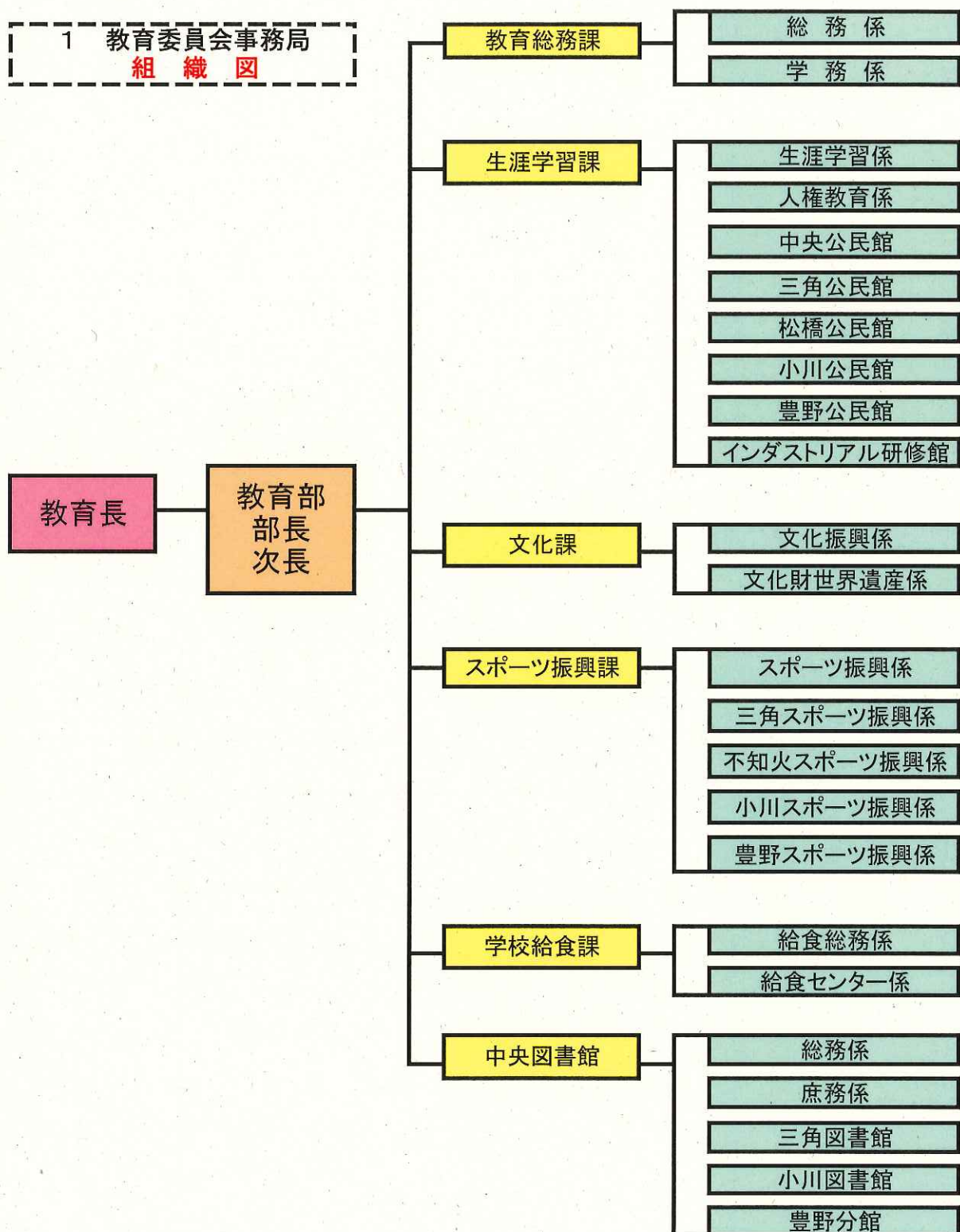


(後列) 黒田佐小里委員 村田寛委員 佐高久美委員
(前列) 小野隆夫委員 大槻英教育長 長田政敏委員

Ⅲ 教育委員会事務局

<H28. 4. 1現在>

1 教育委員会事務局 組 織 図



2 事務分掌

平成28年4月1日現在

課 名	係 名	事 務 分 掌
教育総務課	総務係	1 教育委員会の会議に関する事。 2 教育委員会の総括に関する事。 3 条例、規則及び規程等の制定改廃に関する事。 4 公告式に関する事。 5 公印の管理に関する事。 6 文書の收受、発送及び保管に関する事。 7 訴訟及び不服申立て並びに請願及び陳情に関する事。 8 教育委員会職員(県費負担教職員を除く。以下同じ。)の人事、給与及び服務に関する事。 9 教育委員会の臨時、非常勤職員に関する事。 10 教育委員会職員の研修及び福利厚生に関する事。 11 叙位、叙勲事務に関する事。 12 教育行政相談に関する事。 13 奨学金に関する事。 14 教育調査統計に関する事。 15 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。 16 国際交流に関する事。 17 語学指導に関する事。 18 課の庶務に関する事。 19 その他教育総務に関する事。
	学務係	1 県費負担教職員(以下「教職員」という。)の人事及び給与の内申に関する事。 2 学級編制及び教職員の配置に関する事。 3 教職員の免許申請に関する事。 4 学校等の設置、廃止及び統合に関する事。 5 学校運営管理及び教育内容の指導に関する事。 6 通学区の設定に関する事。 7 学校及び幼稚園の予算に関する事。 8 就学援助に関する事。 9 教科用図書の給与に関する事。 10 スクールバスの運行に関する事。 11 児童生徒の就学及び転学に関する事。 12 学齢簿の作成及び整理に関する事。 13 学校保健、環境衛生に関する事。 14 学校人権教育に関する事。 15 就学指導に関する事。 16 幼稚園教育に関する事。 17 幼稚園就園奨励に関する事。 18 幼稚園の授業料に関する事。 19 教育課程の研究指導に関する事。 20 学習指導の助言に関する事。 21 生活指導及び進路指導に関する事。 22 教科用図書の採択研究及び学習資料に関する事。 23 学校教育施設の管理に関する事。 24 学校教育財産の取得及び処分に関する事。 25 学校施設台帳に関する事。 26 その他学校教育に関する事。
学校給食課	給食総務係	1 学校給食に関する事。 2 給食に必要な物資の購入及び支出に関する事。 3 給食器具の洗浄、消毒及び保管に関する事。 4 文書の收受、発送及び保管に関する事。 5 会計及び経理に関する事。 6 施設設備の維持管理に関する事。 7 食品及び調理場の設備の衛生管理並びに職員の健康管理に関する事。 8 給食指導の計画及び実施に関する事。 9 課の庶務に関する事。 10 その他学校給食に関する事。
	給食センター係	1 学校給食センターに関する事。 2 給食に必要な物資の購入及び支出に関する事。 3 給食器具の洗浄、消毒及び保管に関する事。 4 文書の收受、発送及び保管に関する事。 5 会計及び経理に関する事。 6 学校給食施設の工事の設計、施行及び維持管理に関する事。 7 食品及び調理場の設備の衛生管理並びに職員の健康管理に関する事。 8 給食指導の計画及び実施に関する事。 9 その他学校給食センターに関する事。
生涯学習課	生涯学習係	1 社会教育に係る計画策定及び資料の作成に関する事。 2 社会教育委員に関する事。 3 生涯学習の推進に関する事。 4 成人教育に関する事。 5 社会教育団体の育成指導に関する事。 6 社会教育機関の連絡調整に関する事。 7 青少年の教育及び健全育成に関する事。 8 文書の收受、発送及び保管に関する事。 9 課の庶務に関する事。 10 その他生涯学習に関する事。
	人権教育係	1 人権教育の企画及び連絡調整に関する事。 2 人権教育指導員に関する事。 3 人権教育の指導及び助言に関する事。 4 人権教育の調査及び資料作成に関する事。 5 人権教育の研修に関する事。 6 人権教育に関する学習講座に関する事。 7 人権教育推進協議会及び人権教育関係団体に関する事。 8 その他人権教育に関する事。

課 名	係 名	事 務 分 掌
	中央公民館 三角公民館 松橋公民館 小川公民館 豊野公民館 インダストリアル研修館	1 公民館講座の開設及び運営に関する事。 2 公民館事業の企画、立案及び指導に関する事。 3 公民館運営審議会に関する事。 4 関係諸団体及び組織との連絡調整に関する事。 5 自治公民館に関する事。 6 公民館の維持管理に関する事。 7 家庭教育学級に関する事。 8 視聴覚教育に関する事。 9 社会教育指導員に関する事。 10 その他公民館に関する事。
文化課	文化振興係	1 芸術文化の振興及び育成に関する事。 2 文化のまちづくりの推進に関する事。 3 芸術文化団体に関する事。 4 文化ホールに関する事。 5 美術館に関する事。 6 文書の收受、発送及び保管に関する事。 7 その他文化振興に関する事。
	文化財世界遺産係	1 文化財の調査、保存及び活用に関する事。 2 文化財愛護思想の普及に関する事。 3 郷土資料館に関する事。 4 文化財保護審議会に関する事。 5 世界遺産の保存管理に関する事。 6 その他文化財に関する事。
スポーツ振興課	スポーツ振興係 三角スポーツ振興係 不知火スポーツ振興係 小川スポーツ振興係 豊野スポーツ振興係	1 スポーツの調査、振興及び普及に関する事。 2 体育指導委員会に関する事。 3 各体育団体の育成に関する事。 4 各種スポーツ大会開催に関する事。 5 地域スポーツ活動の推進に関する事。 6 スポーツ事故等災害見舞金に関する事。 7 スポーツ安全協会傷害保険に関する事。 8 社会体育施設の維持・管理に関する事。 9 社会体育施設の設置に関する事。 10 社会体育施設の施設台帳に関する事。 11 社会体育施設の工事の設計・施工及び監理に関する事。 12 体育振興関係団体との連絡調整に関する事。 13 文書の收受、発送及び保管に関する事。 14 学校体育施設の開放に関する事。 15 指定管理に関する事。 16 運動部活動の社会体育移行に関する事。 17 課の庶務に関する事。 18 その他社会体育施設、スポーツ振興に関する事。
中央図書館	総務係	1 図書館運営全般に関する事。 2 図書館協議会に関する事。 3 宇城地区図書館等活動振興協議会に関する事。 4 各図書館の連絡調整に関する事。 5 図書館の維持管理に関する事。 6 臨時、非常勤職員の任用に関する事。 7 予算・決算に関する事。 8 その他図書館の庶務に関する事。
	庶務係	1 図書館事業の企画、立案及び指導に関する事。 2 学校・団体等への読書サービスに関する事。 3 図書館資料の収集、整理、保存及び利用に関する事。 4 図書館資料の閲覧及び貸出に関する事。 5 読書相談及び参考業務に関する事。 6 資料の除籍に関する事。 7 その他図書館奉仕に関する事。
	三角図書館 小川図書館 豊野分館	1 図書館資料の収集、整理、保存及び利用に関する事。 2 図書館資料の閲覧及び貸出に関する事。 3 読書相談及び参考業務に関する事。 4 その他図書館奉仕に関する事。 5 その他図書館庶務（中央図書館に属するものは除く。）に関する事。

IV 教育財政

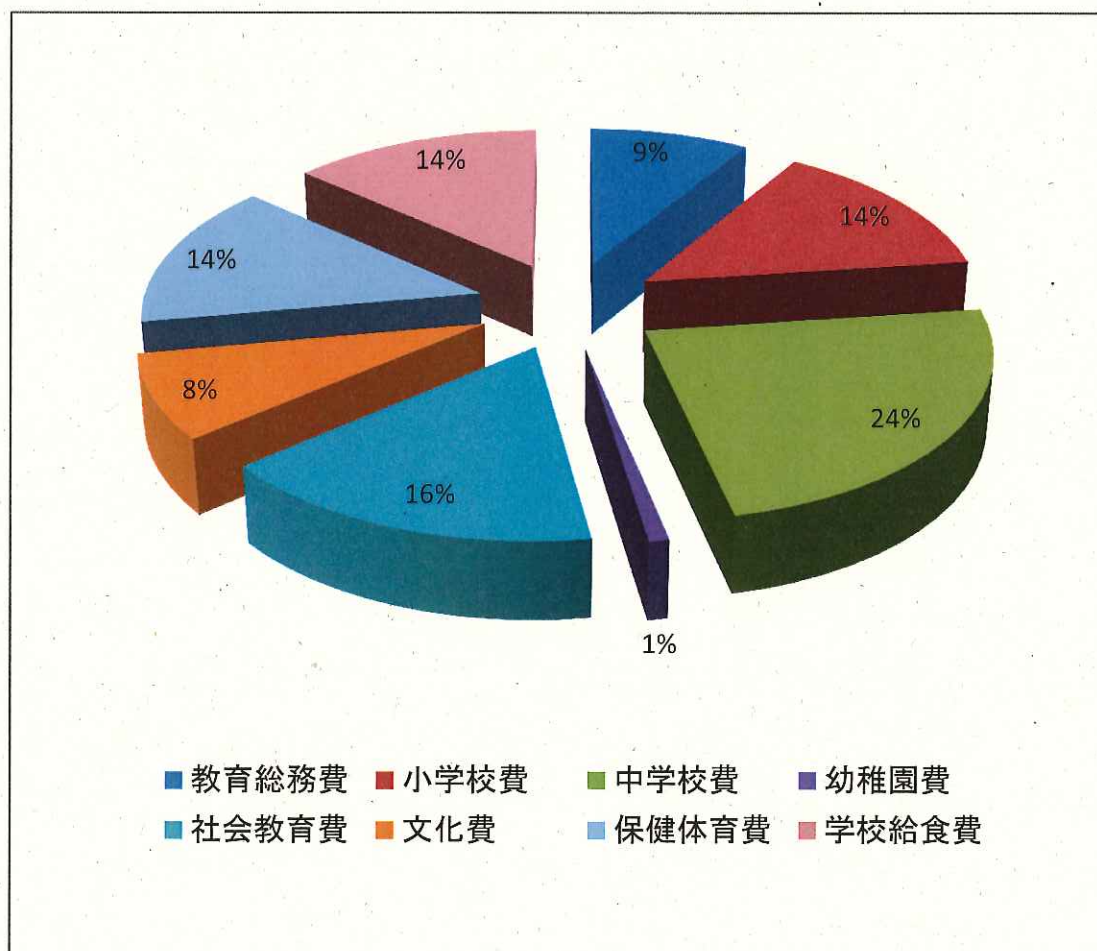
(1) 平成28年度教育予算(当初)

一般会計予算額 29,762,440千円

教育費 2,560,125千円 8.60%

単位:千円

項目	歳出予算額	割合
教育総務費	223,332	9%
小学校費	362,295	14%
中学校費	609,084	24%
幼稚園費	21,984	1%
社会教育費	416,753	16%
文化費	213,455	8%
保健体育費	367,816	14%
学校給食費	345,406	13%
合計	2,560,125	100%



宇城市の教育構想図

○教育理念

豊かな心と意欲を持ったひとづくり、絆を大切にする地域づくり
 ○住みたい地域 ○行きたい学校 ○帰りたい家庭

○宇城市教育の方向

市民一人一人の交流を通した「絆の醸成」

「かかわり・つながりの重視」

宇城市の未来を担う「子どもの育成」

「豊かな人間性」「確かな学力」

組織の継続・強化と「リーダーの養成」

「地域の教育力」「地域指導者の育成」

○学校教育

- 基礎を身につけ個性を伸ばす教育
- 障がいのある幼児児童生徒の教育の推進
- 豊かな心と健やかな体の育成
- 時代の進展に対応した教育の推進
- 安心安全な教育環境の整備と教職員の資質の向上

※教育総務課

小中学校18校

※学校給食課

不知火、松橋、豊野センター、学校内

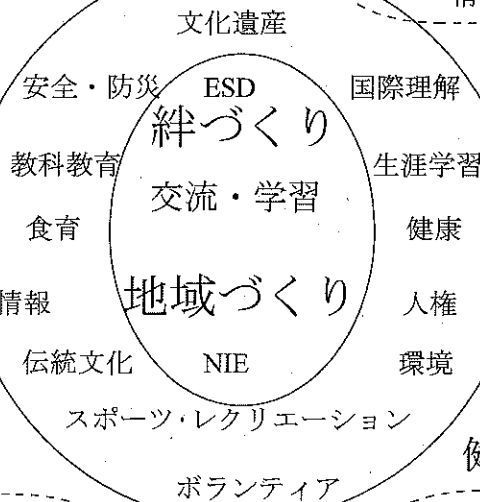
ひとづくり

- 学校・豊かな心身の醸成
- ・学力の充実
- ・教育環境の整備、充実
- 給食・食育の推進、アレルギー対応
- ・地産地消、衛生管理
- ・職員研修

自己実現活動
継続的学習

住民
児童・生徒

支援
貢献



連
携

まちづくり

- 文化
- ・文化活動の推進と伝統文化の継承
- ・文化施設の活用推進
- ・文化財の保存と活用
- ・世界文化遺産「三角西港」の保存及び活用

○文化・伝統

- 個性あふれる文化活動の推進
- 文化資産の保存と活用

※文化課

- ・郷土資料館（松合、松橋、小川、豊野）
- ・不知火美術館
- ・松橋総合文化センター
- ・小川総合文化センター

○社会教育・生涯学習

社会教育

- 青少年育成施策の推進
- 人権教育の普及・啓発の推進

生涯学習

- 生涯学習の充実
- 市民に親しまれる図書館づくり

※生涯学習課

※中央図書館（三角、小川、豊野分館）

※中央公民館（三角、松橋、小川、豊野、インダストリアル研修館）

生きがいくくり

- 生涯・生涯学習の推進
- ・青少年の教育と健全育成
- ・基本的人権の尊重と差別意識の解消
- 図書・市民に親しまれる図書館
- ・生活や仕事に役立つ図書館
- ・子ども読者活動の推進
- ・情報拠点としての図書館

組織・ネットワーク
リーダー育成

地域リーダー
関係機関

支援
貢献

連
携

健康づくり

- スポーツ
- ・生涯スポーツ・レクリエーションの推進
- ・スポーツ施設の整備・充実
- ・スポーツ指導者の育成と関係団体の組織強化

○スポーツ・レクリエーション

- 生涯スポーツレクリエーションの推進
- スポーツ施設の整備・充実
- スポーツ指導者の育成と組織強化

※スポーツ振興課

- ・不知火温水プール
- ・サン・アビリティーズ
- ・豊野トレーニングセンター

V 取組の方向・重点事項及び具体的な事業

教育総務課

1 平成28年度取組方向

「宇城市教育の方向」の3つの理念（『絆の醸成』・『子どもの育成』・『リーダーの養成』）に基づき、校長を中心として、教職員の資質の向上を図りながら、児童生徒に「生きる力」を育む指導体制を確立するとともに、新たな課題にも対応できるよう教育委員会、幼・保等、小、中間及び家庭・地域社会、関係機関と連携して教育環境を整備し、生涯学習社会を展望した教育を推進します。また、21世紀の国際社会に貢献し、持続可能な社会の担い手となる児童生徒を育成するために、論語・日本語、ESD（持続発展教育）、キャリア教育、NIE（教育に新聞を）等に取り組み、言語活動・体験活動・交流活動等を取り入れた環境・国際理解・防災等の教育活動を通して、「豊かな人間性」「かかわり・つながりを尊重する態度」を育む教育を実践します。

2 重点努力事項

（1）豊かな心身の醸成

～夢や希望を持ち、人と人の絆を大切にしながら、持続可能な社会を構成する一員として、自立的にたくましく生きていく児童生徒～

- 1) 豊かな心を持ち、人権感覚を磨き、人権意識を高め、実践力を育む人権教育の充実
- 2) 「特別の教科 道徳」（道徳科）の研究・推進、論語・日本語等の「素読・音読の励行によるたくましく優しい心情の育成
- 3) いじめ・不登校の未然防止及び解消に向けた自他を大切にする心を育む教育の充実
- 4) 健康で安全な生活習慣の育成と教科体育等の充実による体力の向上
- 5) 生命を尊重する心と生命を守る安全・防災教育の充実
- 6) 教科の特質や地域の実情に応じた環境教育の推進と環境保全に主体的に行動する実践的態度や能力の育成
- 7) 家庭や地域社会と連携した伝統文化・食文化に関する指導と郷土を愛する心の醸成

（2）学力の充実

～基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と、これらを活用して自ら思考し、判断し、表現するとともに、主体的に学習に取り組む児童生徒～

- 1) 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と、これらを活用し課題等を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図る指導の推進（「ホワイトボード・スマートボード等（SB）」の活用）
- 2) 学力向上の検証改善サイクルを基に、分かりやすい授業を提供するための、全国学力・学習状況調査や県学力調査等を生かした校内研究の充実
- 3) 本時の目標と学習課題・評価基準・指導及び支援策等が明確にされ、めあてに沿った見通しと振り返りのある授業の組織的な工夫改善及び小中連携による家庭学習の

推進

- 4) 教科等の目標実現に向けた言語活動等を効果的に位置付けた授業の工夫改善
- 5) 「国際交流」や「英会話科」を通じた、国際感覚や英語力等の一層の充実
- 6) すべての児童生徒が学びやすい学習環境を整えるとともに（UD化）、一人一人の教育的ニーズに応じた教育指導及び支援の実施

（3） 教育環境の整備・充実

～宇城市を担う子どもの育成のための学校活性化を支援する「ひと・もの・こと」等の環境の整備・充実～

- 1) 教職員一人一人の指導力及び危機管理能力の向上と修養を図る校内研修等の充実
- 2) 教師・児童生徒間のコミュニケーション・カウンセリング環境の充実
- 3) 体罰の根絶への取組と心の居場所となる学校・学級づくりの工夫
- 4) 幼・保等、小、中間の連携及び中学校区の特色を生かした小中一貫・連携教育の推進
- 5) 二学期制のよさを生かした教育活動の推進
- 6) 学習環境の整備及び施設の安全管理
- 7) 学校図書館や教材備品等の充実と効果的な利活用
- 8) 学校評価を生かした地域に開かれた学校づくりの推進
- 9) 生涯学習社会を展望した家庭や地域との連携

3 教育総務課の具体的な事業

（1） いじめ、不登校対策事業

1) 宇城市適応指導教室（宇城っ子ネット）

- 目的 何らかの心理的、情緒的要因により、不登校等の状態にある児童生徒に対して、学校と家庭の中間的存在としての役割を担い、学習、生活の場を提供するとともに、個別対応から集団生活に移行することにより、対人関係や集団生活への適応を高め、学校、保護者、関係諸機関との連携を保ちながら、学校生活への復帰を促すことです。

- 方針 児童生徒の個々の興味関心や心身の状態に即し、必要に応じた学習や体験活動を行います。

- ・ 教育相談及び話し合い等を通して、悩みの解消、日常のリズムの醸成、生活意欲の向上を図ります。

- ・ 個別指導及び集団での活動を通して、社会性、協調性を育み自立心を養います。

- ・ 学習活動への援助を通して、学ぶ喜びや意欲を持たせます。

- 指導内容

- ・ 個別またはグループによる学習
- ・ 体験活動、スポーツ



- ・相談及び話し合い
 - ・日常の生活リズムの醸成
 - 会場 原則、松橋公民館、必要に応じ外部の施設を使用します。
 - 日時 5月19日～毎週火、金曜日午後1時半から午後4時まで
 - 活動内容及び1日のスケジュール
- 基本的に、児童生徒の興味関心をもとにして、スタッフとともに話し合い、活動内容を具体的に決めて活動します。

【1日のスケジュール】

13:30～13:40	登室、昼の会
13:45～14:45	学習活動
14:55～15:45	宇城っ子タイム（体験活動等）
16:00	帰りの会、帰宅

＜学校での取り組み＞

- ・愛の1、2、3運動・・・1日休んだら電話連絡、2日目は家庭訪問、3日目は、校内で対策チームを編成し、その対策を行う取り組み
- ・子どもを見つめる朝会等の実施・・・週に1回程度、全職員で気になる児童生徒のことを出し合い、その対応等を共通理解する場とします。
- ・子どもとふれあう時間の確保・・・児童生徒と個別に話す時間を設定するとともに、職員と子どもたちがふれあう時間・場を増やすようにします。

2) 教育相談員派遣事業

不登校生徒や学校には登校できるが、教室に入ることができない生徒に対して、悩みを聞いたり、相談にのったりする「教育相談員」を中学校に派遣しています。多忙なため十分な時間をとって話を聞くことができにくい担任等を補佐し、生徒が抱える悩みや思いをじっくりと聞くことができるこの相談員の果たす役割は大きいものがあります。また、生徒の思いを聞いた相談員は、その情報を担任等に伝え、担任の指導にも生かされています。

3) 不登校支援サポーター派遣事業

昨年度末時点において、欠席数30日以上の不登校児童生徒数は40名（小学校7名、中学校33名）でありました。一方で、不登校から改善傾向にある児童生徒数は5名（小学校2名、中学校3名）であり、学校における居場所づくりと学力保証が大きな問題となっています。

昨年は、県の「幸せ実感」教育サポート事業により、不登校支援サポーターの派遣を受けて、担任を中心に生徒・保護者との信頼関係を深めながら、不登校等の改善・解消に取り組みました。今年度も引き続き不登校支援サポーター派遣事業を受けて、不登級の生徒が登校できた時に学習面、生活面など個別に支援を行い、学校での場所づくりの取り組みを進めていきます。

(2) 教育課程特例校事業

1) 英会話、伝統・食文化

小中学校9年間を通して、21世紀の国際社会に貢献し、持続可能な社会の担い手となる児童生徒を育成するため、「小学校英会話科」(うきうきイングリッシュ)と総合的な学習の時間の中に「伝統・食文化」を位置付けた教育課程の編成を行っています。また、国際交流事業において中学生の海外視察研修を実施することは、「豊かな人間性」「かかわり・つながりを尊重する態度」を育む宇城市学校教育の一躍を担っています。

【英会話科について】

○ 小学校英会話科「うきうきイングリッシュ
(各学年、年間35時間)」

- ・ 小学1～2年生・・・ゲームや歌などの活動を通じて、簡単な英語を使ったあいさつや会話を楽しむ。
- ・ 小学3～6年生・・・ゲームや歌などの英語活動を楽しみながら、日常活動における簡単なあいさつに親しみ、慣れる。



【伝統・食文化について】

○ 宇城市独自で作成したテキスト「UKI うき伝統文化学習」を教材に学習します。学習内容：地域の伝統・食文化に関する体験や調べ学習、食文化に関しての地産地消の学習、日本の文化、熊本の文化、宇城市の文化に関する学習、外国の文化を日本の文化と比較することにより理解する学習です。

2) 国際交流事業

平成17年度から夏休みの期間中、異文化との交流や体験を通じて豊かな国際感覚を身に付ける青少年の育成を目的として、毎年、市内の中学生を対象とした海外視察研修を行っています。

8月にシンガポール(ブーンレイ中学校)へ訪問し、ホームステイに

よる生活体験や現地生徒との交流等を行い、国際理解及び友好親善を深めています。また、11月には、ブーンレイ中学校から、宇城市を訪問され、相互に交流を実施しています。但し、平成28年度は、熊本地震のため、11月のブーンレイ中学校からの訪問は中止となりました。



(3) 学力向上対策事業

1) 教育審議員学校訪問事業

教職員の資質の向上・授業力向上のために、三人の学校教育審議員が宇城市のすべての小中学校先生方の授業を参観したり、授業研・校内研修に参加したりしながら指導助言を行っています。授業訪問の際は、授業者は略案を作成して授業に臨み、校長・教頭・審議員が授業を参観します。事後に自己評価を行い、審議員は校長や教頭を交えて授業者と面談を行うとともに文書で指導助言を行っています。一年間にすべての教師が、1～3回の訪問授業を受けるので、校長・教頭にとっても授業をじっくりと見て気づきやアドバイスをする良い機会となっており、授業改善を図り児童・生徒の学力向上につなげる取り組みとなっています。

<授業の訪問の視点>

- 目標と指導計画、評価基準の整合性
- 児童生徒の主体的・意欲的な学習（能動型授業）
- 思考力・判断力・表現力等を高める言語活動の充実
- 発問の工夫、わかりやすい指導、学習のめあてと学習の振り返り（徹底指導）
- 「認・褒・励・伸」の実践、人権を大切にした授業
- 効果的な学習の流れ、学習形態の工夫
- ICT 機器の活用、板書の工夫、教材・教具の活用
- 教室等教育環境の整備
- 基本的学習態度の育成

2) 「のびのび学習会」

宇城市では、小中学校の児童生徒に、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、主体的に学習に取り組む態度を養うという、いわゆる「確かな学力」の向上に向け、市内の小中学校の研究実践を支援し、成果の普及を図るため「学力向上対策プロジェクト実施計画」を作成し、各学校で取り組みを行っています。

その事業と同時に、市では宇城退職校長会と連携した「学力向上運営協議会」を組織し、「のびのび学習」を開催しています。



【のびのび学習会の内容】

- 目 的 中学3年生を対象に、学力の基礎・基本を徹底させると共に、主体的な学習態度を身に付けさせることにより学力の向上を図る。
- 教 科 数学及び英語
- 期 間 7月30日(土)～翌年1月21日(土)
- 会 場 4会場（郡浦地区市民館・中央公民館・松橋公民館・小川公民館）
- 参加者 各会場20名程度
- 講 師 退職校長会会員 宇城市英会話講師 他

3) 論語・日本語の素読・音読

次世代を担う子どもたちの①知識基盤、②文化的価値、③感性や情緒の基盤、④思考・対話のツールとして役立たせるために、小中学生の「素読・音読、伝統言語・言語文化の理解、語彙力の向上」の学習教材（小4～中3）を作成しました。宇城市の小中学校の教職員が、宇城市論語・日本語テキスト編集委員会のプロジェクトを組織して、論語教材60、古典文学教材30、近代文学教材30を厳選し、一年間かけて原文とその解釈文や説明文を分担して作成しました。平成26年度後期から、各学校で、朝自習や業間活動、授業の補助教材として活用し、家庭では、自学や親子での素読・音読などに広く活用しています。

○目標

- ①知識や知恵、語彙力の向上を図る。（知識基盤としての論語・日本語）
- ②日本語、日本的美意識、日本文化を理解する。（文化的価値としての論語・日本語）
- ③感受性、倫理観、価値観、郷土愛を醸成する。（感性・情緒の基盤としての論語・日本語）
- ④考える力、表現する力、対話する力を育成する。（思考・対話ツールとしての日本語）



○論語・日本語で育てたい具体的な力

① 豊かな人間性と豊かな感性

(7) 言葉の響きとリズムを感じる

論語をはじめ俳句、和歌、漢詩、詩等を読み、素読・朗読をとおして、日本語の響きやリズムに親しみ楽しむことができる。

(4) 日本的美意識に気付く

論語の中の仁・義・礼・智・信等の価値観や日本的美意識・風流やわびさびなど、長い歴史の中で育んできた東洋的・日本的美意識にふれる。

(5) 感性と情緒を育む

日本の豊かな自然や四季を表現する言葉、自然を生かした日本の生活に関する文章に親しみ、日本の豊かな感性や情緒を味わう。

(1) 言葉と人間性を磨く

文字や言葉の歴史を学び、言葉の大切さに気付き、より良い人間関係を培う基礎とするとともに、他者との言語交流を通して心の絆を育む。

② 豊かな知性と正しい理性

(7) 美しい日本語を覚える

日本語の発達の歴史、私たちが使っている言葉の語源、俳句や短歌などの

日本的な音や韻について学ぶ。

(イ) 日本の言語文化を学ぶ

日本の豊かな四季や人々の営みの中から生まれた、風情や情緒豊かな古典の文章表現を学ぶ。

(ロ) 感性豊かな表現を使いこなす

日本独特の表現を理解し、多様な表現力を学び、豊かな語彙力を身に付ける。

(エ) 思考力とコミュニケーション力を身に付ける

言葉・言語を活用した論理的・情緒的・想像的思考力を身に付け、言語能力を高め、好ましい人間関係の向上を図る。

4) 2学期制の定着

平成19年度から「2学期制」を導入しています。

「学びの連続」と「ふれあい」をキーワードに、児童生徒の学力充実と教職員の意識改革を目指したものです。

3学期制では、「各学期終了後に長期休業に入り、学習の連続性が途絶える」、「長期休業前が慌ただしく、授業にじっくり取り組めない」等の理由で「負担感を軽減」することが難しい状況でした。

2学期制を導入すると授業の進め方など教育活動全般を見直すことができ、負担感を軽減することができます。長期的視点で学習指導を計画でき、じっくり学べる授業が行われるようになりました。また、時間的なゆとりができることで先生たちはこれまで以上に子どもたちとふれあえ、きめ細かな指導と評価ができます。

【2学期制の年間日程】

前期：4月1日～10月第2月曜日（体育の日）まで

後期：10月体育の日の翌日～翌年3月31日まで

学年始休業日（春休み） 4月1日～7日

夏季休業日（夏休み） 7月21日～8月29日

ただし、8月30日と31日が週休日にあたるときは教育委員会が指定する日

冬季休業日（冬休み） 12月25日～翌年1月6日

学年末休業日（春休み） 3月26日～31日

(4) 小中連携一貫教育推進事業

【小中一貫教育の推進】

宇城市では、熊本県の「アートポリス事業」に参加し、平成24年度に豊野小学校校舎の新築、中学校校舎の改修工事を完了し、平成25年4月から豊野小中一貫校がスタートしました。



た。9年間を見通した教育の推進により、児童生徒の学力向上を図るとともに中一ギャップの解消、いじめや不登校の解消など様々な教育課題を解決する方策としても有効な手段の一つと考えます。

今後は、宇城市全体の小中学校の教育のあり方として、地域の意見や子どもたちの実態等を考慮し、小中一貫・連携教育を推進してまいります。

(5) 特別支援教育総合推進事業

1) 支援体制の確立

特別支援教育は、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うものです。平成19年に学校教育法が改正され、全国の小中学校で支援体制の整備が進められています。

宇城市でも、宇城市特別支援教育連携協議会を立ち上げ、幼児・児童・生徒の実態の把握と個に応じた支援のあり方について、幼稚園、保育園等、小・中学校、高等学校、福祉関係者と連携を図りながら検討を重ねています。

また、平成18年から小中学校の特別支援学級や通常学級における支援が必要な児童生徒のため特別支援教育支援員を配置し、個々のニーズに応じた教育的支援に応じています。

平成28年度は、27名の支援員を配置しています。特別支援学級はもちろん、通常の学級に在籍するLD（学習障がい）やADHD（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症などの児童生徒の学習や生活のサポートを図っています。

- 特別支援学級 42学級（小学校：32 中学校：10）
- 通級指導教室設置校 小学校：4 中学校：2 68人
- 特別支援教育支援員 16校 27人

☆ グランドモデル事業について

平成20年度から24年度まで、文部科学省から地域指定を受け、この事業により、相談支援ファイル（よかところファイル）を作成し、希望される保護者にお渡ししています。

- よかところファイルとは？

あらゆる障がいのある方に対して、保護者や関係者が連携し、生涯にわたって一貫した支援を行うことを目的とするファイルです。

ファイルは、保護者が保管・所持・管理します。サポートして下さる方々と情報を共有するのにとても役立つファイルです。

- よかところファイルの内容

- ・プロフィール ・成長の記録 ・医師の診断記録 ・療育、相談等の記録
- ・個別の教育支援計画及び移行支援計画 ・卒業後の進路（進学、就労）
- ・サポートブック など

(6) 宇城市奨学金制度

市では、学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学または専修学校の高等課程、もしくは専門課程に在学する人で、経済的理由により修学が困難な人に対し、奨学金の貸し付けを行います。

◆貸付対象者

1. 本市に居住する人の被扶養者
2. 学校等に在学している人
3. 経済的理由により就学が困難であると認められる人
4. 国、他の地方公共団体またはその他の団体から奨学金の貸し付け措置を受けていない人

◆貸付金額および定数

1. 高等学校など月額 2万円(定数10人)
2. 短期大学など月額 2万5千円(定数10人)
3. 大学月額 3万円または5万円の選択額(定数20人)

◆貸付申請期間 毎年4月1日～同年4月30日まで

◆償還期間 卒業した日から1年後の月から償還開始。期間は次のとおり。

1. 高等学校および専修学校の高等課程 6年間
2. 高等専門学校 10年間
3. 短期大学および専修学校の専門課程 4年間
4. 大学 8年間

◆奨学金の返還

1. 返還は、学校を卒業した日から起算して12か月を経過した日の翌月から発生します。
2. 奨学金の貸付けが終了すると、返還の義務が生じます。返還金は、後輩奨学生の奨学金として直ちに活用されます。

(7) 宇城市の小中学校施設の耐震化状況について

宇城市では、合併前の各旧町で個別に耐震診断を行い、耐震補強や改築といった手段で耐震化を図ってきました。

現在、より効果的な耐震化を推進するため、対象となる学校建物のうち、耐震診断未実施の旧耐震基準建物全棟の耐震二次診断を行い、評価機関による評価をもって耐震診断結果が確定、旧耐震基準棟全棟の耐震診断が完了しました。

この耐震診断結果をふまえて学校施設の耐震化を順次進め、市内小中学校の校舎・屋内運動場(体育館)構図体の耐震補強は完了しました。平成27年4月現在、耐震化率は100%となっていました。

しかし、平成28年4月に発生した「熊本地震」により、倒壊した建物はありませんでしたが、ほぼすべての学校で校舎や体育館に被害を受けました。

学校給食課

1 平成28年度取組方向

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的として、学校給食法が制定されています。

(学校給食法第2条)

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

2 学校給食実施状況

宇城市では、学校給食を通して、児童生徒の健康の保持、体位の向上を図り、好ましい人間関係を育成するため、小学校及び中学校において学校給食を実施しています。

給食形態は、単独校調理場及び共同調理場の施設により、主食・おかず・牛乳の「完全給食」を行っています。

(1) 学校給食実施状況

平成28年5月1日現在

区 分	完全給食					
	単独方式		センター方式		合 計	
	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数
小学校	6	942	7	2,228	13	3,170
中学校	2	529	3	1,046	5	1,575

(2) 単独校実施状況

平成 28 年 5 月 1 日現在

小 学 校		中 学 校	
学校名	食 数	学校名	食 数
三角小学校	216	三角中学校	168
青海小学校	105	小川中学校	427
小野部田小学校	107		
河江小学校	387		
小川小学校	151		
海東小学校	99		
合 計	1,065	合 計	595

(3) 共同調理場別実施状況

平成 28 年 5 月 1 日現在

共同調理場名	食 数
不知火学校給食センター	6 8 6
松橋学校給食センター (うち受託食数 199 食)	2, 7 5 2
豊野学校給食センター	3 5 9
合 計	3, 7 9 7

(4) 調理場職員配置状況

平成 28 年 5 月 1 日現在

区 分	学校数		栄養教諭及び 学校栄養職員 (県職)	調理員		
	小学校	中学校		職員	非常勤職員	合計
単独方式 (小学校)	6	—	0	7	11	18
単独方式 (中学校)	—	2	2	2	7	9
不知火学校給食センター	2	1	1	2	6	8
松橋学校給食センター	4	1	2	(8)	(19)	(27)
豊野学校給食センター	1	1	1	2	3	5
合 計	13	5	6	13	27	40

※松橋学校給食センターの調理員は、委託先の調理員です。

3 学校給食の流れ

(1) 献立作成 (翌月の献立を作成)

作成にあたっては、次のことなどを考慮しています。

- ① 文部科学省の学校給食摂取基準および標準食品構成の確保
- ② 安全・衛生への配慮

- ③ 生きた教材になるように努める
- ④ 季節感のある食品、地場産物の使用や地元の伝統的な献立の導入に努める
- ⑤ 児童・生徒の嗜好等
- ⑥ 家庭で不足しがちな食品の使用に努める（豆類、藻類等）
- ⑦ 食単価への配慮

（２）献立検討会

「献立検討会」や「給食委員会」を開催し、栄養教諭・学校栄養職員を中心に学校給食調理員及び学校関係者と連携を図っています。主な内容は次のとおりです。

- ① 栄養教諭・学校栄養職員による、献立の内容及び調理方法等の説明
- ② 前月並びに新献立等についての研究協議（各学校間の意見、情報交換）
- ③ 調理作業における安全・衛生についての確認・指導並びに連絡

（３）給食材料の購入

献立内容をもとに各調理場において、宇城市学校給食用物資納入業者指定基準により毎年度契約の学校給食用納入契約業者から、食材を調達します。

（４）給食材料の検収

学校の給食室や学校給食センターに配送されてきた食材について、栄養教諭・学校栄養職員や学校給食調理員によって、学校給食用物資納入業者が不良品等を納入した場合の措置に関する規程の「学校給食用食品の品質表」を参考に鮮度・質・量目などを検査します。

（５）調理作業

学校給食調理員が、学校の給食調理場や学校給食センターにおいて、「学校給食衛生管理基準」に基づき調理します。

（６）確認・検食

栄養教諭・学校栄養職員が、作業全般について確認します。（未配置校では調理員が確認します。）

学校長や学校給食センター所長等が、仕上がったものを検食し、確認します。

（７）配膳（配缶）

学校給食調理員が、仕上がったものを学級ごとに食缶に入れます。
学校給食センターでは、配膳車に食缶を載せます。

（８）給食時間・給食指導

児童生徒が、給食室または配膳室まで取りに行きます。
児童生徒が盛り付け、食事をし、後かたづけを行います。
学級担任や栄養教諭・学校栄養職員が、給食指導を実施します。

（９）食缶等の返却

児童生徒が、食缶等を給食室または配膳室へ返却します。

（１０）洗浄・消毒・清掃

学校給食調理員が、食器や器具の洗浄・消毒、施設の清掃を行います。

4 学校給食課の取組

(1) 食育の推進

学校給食の意義や役割について文部科学省で定められた全国学校給食週間に合わせて、児童生徒や教職員、保護者、地域住民の理解と関心を深めるため、各学校や給食センターで訪問給食等の取組みを実施しています。

バイキング給食・フルーツの盛り合わせ作業の様子→



←調理開始前・朝のミーティングの様子

(2) アレルギーを持つ児童生徒への対応

食物アレルギーを有する児童生徒及びその保護者の学校生活に対する不安を解消し、より良い学校生活を過ごせる環境整備を目指すため、保護者の方々と学校長・担任・給食主任・栄養教諭・学校栄養職員・給食調理員などと連携をとりながら、宇城市学校給食食物アレルギー対応食提供事業を実施し、集団給食で可能な範囲の対応をしています。

(3) 地産地消の活用

地産地消については、地場産物食材を積極的に利用した献立の提供に努め、毎月、食育の日に郷土料理や地元農産物を取入れた「ふるさとくまさんデー」を実施しています。

また、学校給食納入契約業者に対し地産地消への取組みについての理解と協力を図り、納入物資における地場産物の利用拡大の取組みを推進しています。

(4) 衛生管理について

多くの児童生徒を対象としている学校給食は、特に衛生管理（食中毒の事故防止）に万全を期さなければなりません。宇城市では、学校給食衛生管理基準（文部科学省通知）を遵守し、作業工程表、作業動線図を作成し、安全な調理の徹底を図っています。

また、学校給食物資納入の契約にあたり、納入契約申請業者を対象に衛生管理研修会を開催し、その終了後、各単独校学校長及び給食センター所長と契約を締結し、安全安心な宇城市学校給食の実施を図っています。

(5) 職員の研修

宇城市教育委員会では、関係給食職員全員を対象に衛生管理を中心にした研修会を実施するほか、県教育委員会や宇城学校給食会主催の研修会に積極的に参加しています。

生涯学習課

1 平成28年度社会教育取組方向

市民が生涯を通じて、自らの資質の向上と多様な学習意欲を充たし、生きがいのある生活を営むことができるよう、生涯学習の振興と個人の学習成果が活かされる機会の拡充を図ります。

また、次代を担う子どもたちが「生きる力」を育むことができるよう、基本的な生活習慣を身につけるための家庭教育の支援をするとともに、学校・家庭・地域が連携した健全育成や異年齢集団による交流、リーダー育成を推進します。

さらに、すべての市民が心豊かに暮らすことができるよう、お互いの人権を尊重しあい、差別のない人権共存社会の実現のため、様々な機会を通して行われる学習・啓発活動を推進し、一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。

2 重点努力事項

(1) 生涯学習基盤の整備・充実

① 生涯学習関係施設の整備・充実

(2) 生涯学習の推進

① 家庭や地域の教育力の活性化

② 学習成果の活用推進

③ 公民館講座の充実と現代的課題への取り組み

④ 地区自治公民館活動の積極的な推進

⑤ 社会教育関係団体の自立及び学習活動の推進

⑥ 的確な学習相談と学習情報の提供

(3) 青少年の教育と健全育成

① 学校・家庭・地域が連携した青少年健全育成

② 青少年の体験活動・学習活動の支援

③ 青少年リーダーの育成と活用

④ 成人式の開催

(4) 基本的人権の尊重と差別意識の解消

① 人権のまちづくりを目指した人権同和教育・啓発活動の推進

② 学習会及び研修会の充実

③ 社会教育における人権同和教育の推進

3 具体的な事業

(1) 生涯学習基盤の整備・充実

① 生涯学習関係施設の整備・充実

- ・ 中央公民館をはじめ、各地区に多くの社会教育関連施設及び類似施設を抱えています。また、各施設の老朽化も進んでおり、有効的な管理運営が出来ているとはいいがたい状況です。利用状況や必要性を精査し、総合的に施設の統廃合を推進し、施設の有効活用を図ります。

(2) 生涯学習の推進

① 家庭や地域の教育力の活性化

- ・ 「子育て学習支援事業」の実施

市内小・中学校で実施する子育てや家庭教育に関する講座・講演会に対して、熊本県教育委員会が行うくまもと「親の学び」プログラムを活用した事業や講師、トレーナーの紹介等、情報の提供を行います。

- ・ 「家庭教育の啓発」

「くまもと家庭教育10ヵ条」等を用いて、教育における家庭の役割と責任について啓発を行います。

- ・ 「家庭教育学級」への支援

地域の「家庭教育学級」の活動を支援・指導して、地域の子どもを地域全体で育てる体制づくりを推進するとともに、地域間交流を促進します。

- ・ 「家庭教育講演会」、「家庭教育学級リーダー育成講座」の開催

家庭教育学級関係者等を対象に、より良い家庭教育学級の運営を図ることを目的に開催します。

- ・ 「教育懇談会」の開催

地域の教育力向上を目指し、地域住民が一体となった健全育成活動を推進するため開催します。

- ・ 「学校・家庭・地域連携協力推進事業」の推進

地域住民の参画により、授業等での学習補助などの学校支援、保護者への学習機会の提供などの家庭教育支援を行うことを目的に推進します。



放課後子ども教室（小野部田小）



家族と楽しく料理教室（豊野町）

・ 「放課後子ども教室」の推進

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け地域の方々の参画を得て、勉強、スポーツ、文化活動、地域との交流活動を行うことを目的に推進します。

② 学習成果の活用推進

・ 学習成果の活用の場の提供

公民館講座や自主講座の学習成果を活かす機会の充実を図るとともに、各自治公民館の取り組みの紹介や社会教育事業の紹介を行うための発表の場の提供を行います。

③ 公民館講座の充実と現代的課題への取り組み

- ・ 高齢者学級、婦人学級、子どもの楽校などの講座を開設し、地域住民が楽しく集い熱心に学ぶ機会の提供を行います。
- ・ コミュニケーション講座やリーダー養成講座を実施し、自主講座や地域活動に繋がるような人材の育成を図ります。
- ・ キャリアアップ、スキルアップを目指す講座を開設し、受講者の就労やチャレンジへの支援を行います。
- ・ 人権問題や環境問題、情報教育、E S Dなどの「現代的課題」に取組み、住民への啓発に努めます。

④ 地区自治公民館活動の積極的な推進

- ・ 自治公民館等の施設改修費補助を行います。
- ・ 地区自治公民館に対する積極的な情報提供や、各館の意見交換、交流の機会を図り、その活動を支援します。
- ・ 自治公民館長を対象にした自治公民館長研修会を実施し、次世代の自治公民館のあり方について学ぶ機会を提供します。

⑤ 社会教育関係団体の自立及び学習活動の推進

- ・ 各団体の現状に応じ、情報収集や学習及び相談機会の提供を充実し、持続的な活動につながるよう支援します。
- ・ 熊本県が実施する、指導者等を対象とした研修会へ積極的な参加を促し、リーダーとしての資質の向上とリーダーの養成を図り、活動の活性化と充実・振興を支援します。

⑥ 的確な学習相談と学習情報の提供

- ・ 生涯学習活動に関する学習相談に対応するとともに、学習情報を広報・ホームページ等で提供します。

(3) 青少年の教育と健全育成

① 学校・家庭・地域が連携した青少年健全育成

・ 「あいさつ運動」の実施

地域の子は地域で育てるという思いのもとに、各種団体（青少年育成地区民会議・PTA・民生児童委員・老人会・婦人会・子ども見守りボランティア等）による「あいさつ運動」を実施します。

・ 「街頭指導」の実施

青少年育成地区民会議、指導部会による夜間街頭指導（夏休み・祭り等には特別街頭指導）を定期的の実施し、青少年の非行防止に努めます。

・ 「家庭の日」啓発事業の実施

愛情と信頼に結ばれた温かい家族を育てることを目的に、県が奨励する“家庭の日”啓発事業として、家族と料理づくりなどを実施します。

・ 「子ども見守りボランティア」事業の実施

子どもたちが安心して登下校するために、地域の子どもたちを温かく見守っていただく「宇城市子ども見守りボランティア」事業を実施します。

・ 「子どもかけこみ110番」フラッグの設置

子どもたちの事件、事故を未然に防ぐため、学校を通じて民家や企業に協力を仰ぎ、子どもたちの安全を確保する場としての「子どもかけこみ110番」の増設とフラッグの設置を行います。

・ 「子どもあんしんコール」の設置

小・中学生を対象に、いじめや不登校、保護者の子育てに対する悩みなど、様々な問題に対応するため、携帯メール・電話・面談等による相談対応を行います。

② 青少年の体験活動・学習活動の支援

・ 「児童通学合宿」の実施

小学校の4～6年生を対象に、異年齢集団で団体生活をするることにより、日常生活の基本を体験させ、子どもたちの「生きる力」を育てると共に、地域の教育力の活性化を図ります。

・ 「宇城っ子のつどい」の実施

小学校高学年を対象に、自然に親しみ友情を深めながら規律ある集団生活を通して、「協力する心」「我慢する心」等を育み、リーダー育成を図ります。

・ 「少年の主張大会」の開催

中学生を対象に、日常生活の中で感じ、あるいは考えていることを広く社会に訴えることにより、同世代の少年が周囲の人々や社会との関わりについてより深く考え、社会の一員としての自覚と行動を促す契機にするとともに、少年の健全育成に対する市民の理解と関心を深めます。



宇城っ子のつどい（沢登り）



少年の主張大会

- ・ 「子どもの楽校」の開催

小学生を対象とし、地域の運営ボランティアスタッフと一緒に伝承遊びや自然体験などを通して、地域・人との絆づくり（縦のつながり）と、仲間づくり（横のつながり）を学びます。

- ・ 「リレーマラソン大会」の開催

松橋町青年団と協力し、地区の小学生や地域住民との交流を図ります。

③ 青少年リーダーの育成と活用（小・中・高の段階的育成）

- ・ 「宇城っ子のつどい」におけるジュニアリーダーの育成と活用

小学生時代に「宇城っ子のつどい」に参加した中学生を対象にリーダーを募集し、野外活動や集団宿泊体験等を小学生とともに体験し、高校生ボランティアリーダーの補佐役として、班をまとめるなどの役割を持たせ、リーダーとしての資質を持った心身ともにたくましい子どもの育成を図ります。

- ・ 「高校生ボランティア」の育成と活用

「宇城っ子のつどい」における高校生のボランティアを募集し、中学生に対する協力者・指導者として参加することにより、リーダーとしての資質の向上を図ります。

④ 成人式の開催

- ・ 実行委員会の設置

新成人の代表者からなる成人式実行委員会を設置します。数回の会議を開催し、名簿の作成や当日の内容、役割などを決定します。

- ・ 成人式の実施

新成人が一同に会し、二十歳を迎えた喜びを分かち合い、社会人としての自覚と責任を認識することで、社会を構成する一員として地域に貢献する心を育みます。



(4) 基本的人権の尊重と差別意識の解消

① 人権のまちづくりを目指した人権同和教育・啓発活動の推進

毎月発行の広報誌や各種講座により啓発。その他、市内5ヶ所で開催する「人権フェスタ」では、学校人権教育研究会や公立保育園並びに市内県立学校との連携による園児・児童並びに生徒の発表やパネル展示を行うと共に講演会を開催し、市民全体を巻き込んだ人権尊重のまちづくりを実施します。

② 学習会及び研修会の充実

小・中・高校生を対象とした「ふれ愛学習会」を開催し、青少年育成事業の中に人権学習を取り入れることにより、青少年に対する人権教育の推進を図ります。それ以外にも「じんけんハートフルセミナー」や「子ども人権出前講座」「就学前児童への絵本配付事業」「就学前指導者研修会」など実施します。

また、人権啓発課と連携し市職員の人権研修や各種団体（PTA等）の研修の充実を図ります。

③ 社会教育における人権同和教育の推進

公民館事業の高齢者講座、婦人学級等で地域人権教育指導員による人権教育講座を実施し、細かな人権同和教育の推進を図ります。また、市民へ受講希望者を募り人権研修会を行い普及・啓発活動を担う地域のリーダーの育成を図ります。

宇城人権教育研究協議会と連携し、人権同和教育を推進します。

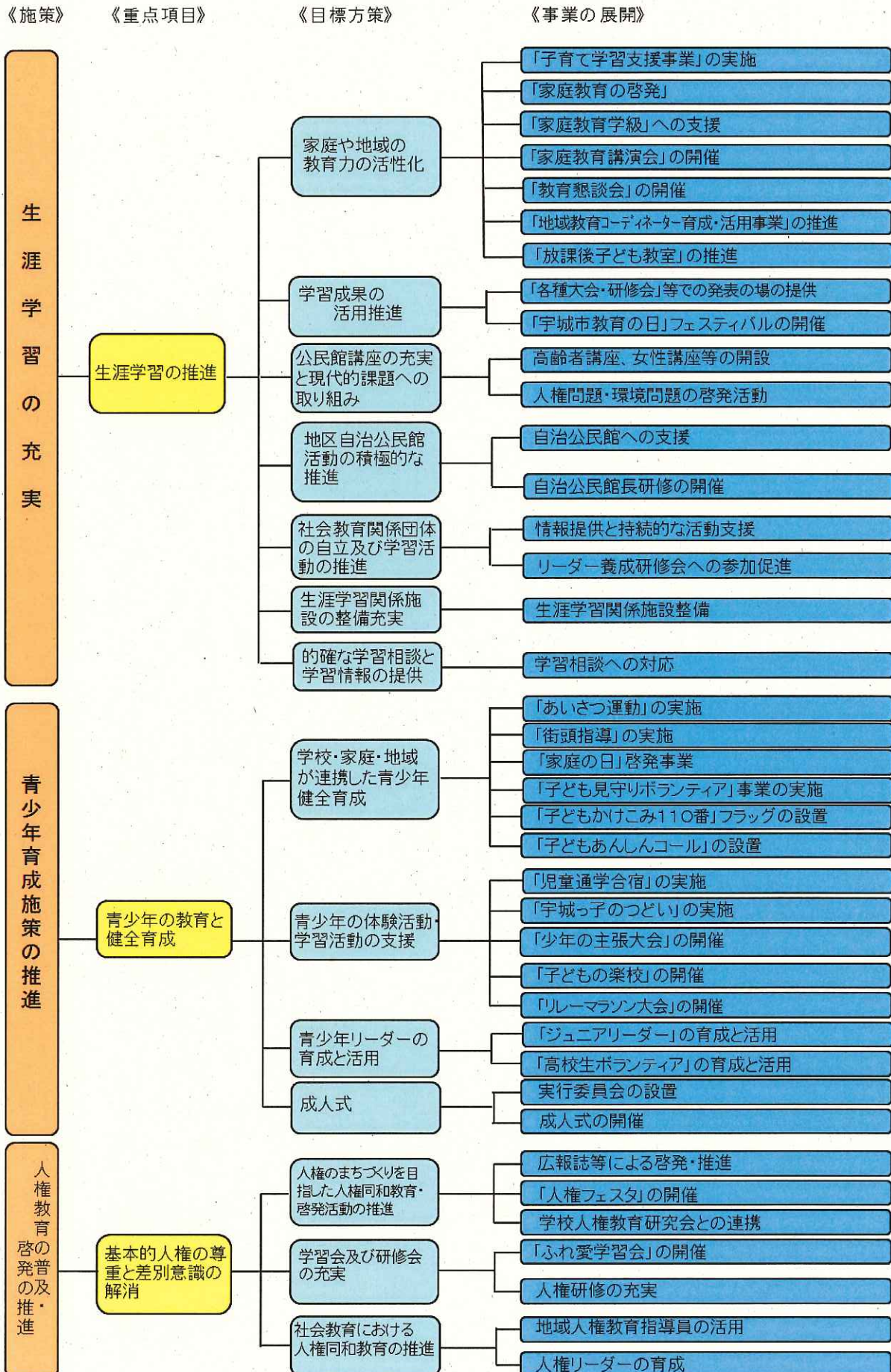


人権フェスタのようす



ふれ愛学習会のようす

社会教育の具体的取組み体系図



1 平成28年度取組方向

社会は、情報技術の飛躍的な進歩を背景に、少子高齢化などが急速に進む中、一般市民の自治体への関心が益々高まりを見せてきており、そのような中で、図書館も社会の変化と共に新たなサービスが求められています。

国においては、平成13年に「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が告示され、平成24年12月に改正されました。

平成25年度には見直しを行い、「第2次宇城市子どもの読書活動推進計画」を策定し、各種団体とパートナーシップのもと、相互に連携・協力しながら、子どもの読書推進について、継続的に取り組んでいます。

図書館課組織・運営の基盤体制を確立すると共に、中央図書館が読書活動推進の核として、広範で専門的なサービスの提供を行っています。また、各図書館は、地域に密着したきめ細やかなサービスを提供するなど、各図書館の特色を生かした積極的なサービスに努めます。さらに、移動図書館車の導入、ホームページの開設、また、インターネットによる蔵書の検索・予約などができ、市内全域に安定的なサービスが提供できるようになり、利便性が大きく広がってきています。

平成27年度は、市の公共施設の見直し方針による、中央図書館と松橋図書館の統廃合、豊野図書館を豊野支所へ移転し中央図書館豊野分館として開館しました。

平成28年4月の熊本地震により中央図書館が罹災し図書館の開館が出来なく、中央での取組が出来ない状況にあります。よって、今年度は三角図書館・小川図書館・豊野分館の取組支援と、中央図書館の開館に向けて取り組んでいきます。

2 重点努力事項

(1) 生涯学習の中核施設として市民に親しまれる図書館

- ① 貸出やレファレンスサービス・フロアワークの充実
- ② 図書資料の収集と保存・充実
- ③ 図書館利用の促進
- ④ 図書館講座・講演会等の実施
- ⑤ 図書館ボランティアの募集・育成
- ⑥ 地域文化・情報の充実
- ⑦ 職員研修の開催・参加
- ⑧ 広場や敷地内の環境整備

(2) 生活や仕事に役立つ図書館

- ① 生活の安全に関する情報の提供
- ② ビジネス支援の充実

(3) 子ども読書活動を推進する図書館

- ① 学校・保育園など関係団体への支援・連携
- ② 子育て支援の充実
- ③ 宇城市子どもの読書推進計画の推進

(4) 情報拠点としての図書館

- ① 市民の情報要求に対する「ワンストップサービス」の充実
- ② Web公開システムの運用
- ③ 移動図書館車の適正な運行と拡充
- ④ 広報活動の強化

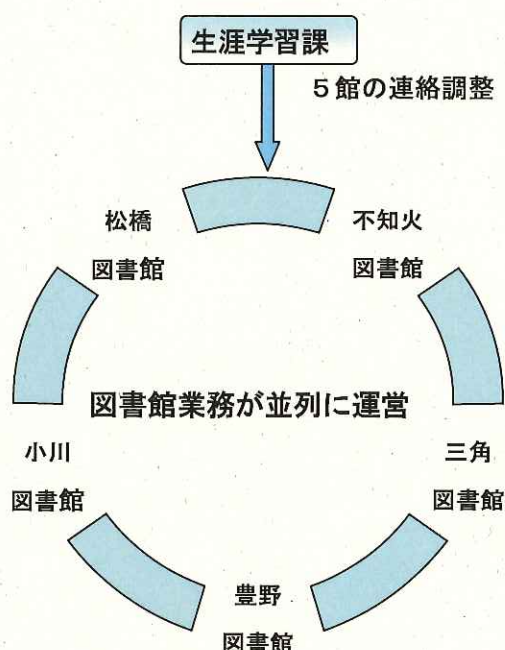


(おはなし会の様子)

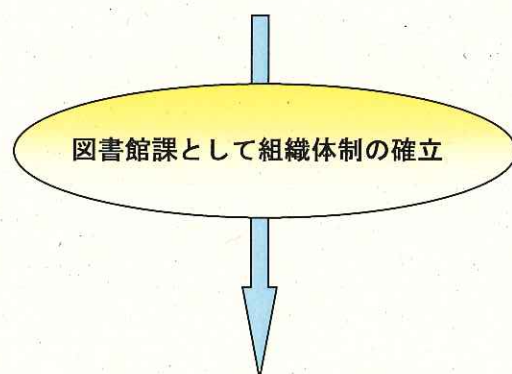
3 施設の概要

(1) 図書館の組織

◆平成17年1月合併当初



◆平成21年4月



ん

宇城市中央(不知火)図書館

総務係・庶務係

三角図書館

小川図書館

中央図書館
豊野分館

平成27年度統廃合により上記組織体制に変更

①平成17年1月合併

- ・生涯学習課長が中央図書館長を兼務
- ・「子どもの夢を育む人的ネットワーク推進事業」

②平成18年7月

- ・不知火図書館長が中央図書館長として発令。
- しかし、5つの図書館の現状は教育分室長の元で独自の運営をする指揮命令系統の二元化が行われ、格差のない図書館サービスの整備が課題となる。

③平成18年10月

- ・市内5つの図書館ネットワークシステム稼動
- 5館同じ条件で運営ができるなど、地域間格差が改善され、図書館サービスが充実した。

④平成20年3月

- ・「第1次宇城市子どもの読書活動推進計画」策定
- 相互に連携しながら子どもの読書支援を実施。

⑤平成21年4月

- ・中央図書館課として設置し組織・機能の統合
- 管理・予算・企画など5館を統合し・効率的に行うために図書館課として位置づけられる。

財務及び各館の連絡調整など庶務全般に関わる業務を統括する庶務係と平成23年4月に図書館サービスや事業の企画など各館で行う奉仕的業務の取りまとめをする奉仕係を設置。

⑥平成22年3月

- ・移動図書館車の稼動
- 民主的に図書館全域サービスの拡充。

⑦平成23年4月

- ・奉仕係の設置
- 各館の事業や企画を統合・再編し図書館本来の奉仕サービスの向上を図るための奉仕係を設置。

⑧平成24年4月・5月

- ・ホームページの開設
- ・インターネットによる蔵書の検索と予約システムの運用開始

⑨平成26年3月

- ・「第2次宇城市子どもの読書活動推進計画」策定
- 第1次計画の見直し。

⑩平成26年4月

- ・子どもの読書活動優秀実践図書館として「文部科学大臣表彰」

- ・教育委員会事務局組織規則改正
- 庶務係→総務係、奉仕係→庶務係
- 三角図書館、松橋図書館、小川図書館、豊野図書館

⑪平成27年7月

- ・松橋図書館が老朽化及び耐震不足により閉館

⑫平成27年11月

- ・中央図書館へ松橋図書館を統合しオープン。

⑬平成28年3月

- ・豊野図書館豊野支所へ移転中央図書館豊野分館としてオープン



4 具体的な事業

(1) 出張おはなし会

① 目的

子どもの読書は、子どもが生まれてことばを獲得し、ことばを学び、感性を磨き、想像力を豊かにし、人生をより深く生きるための豊かな心情を育ててくれる。活字離れが叫ばれている今、読書の楽しさを味あわせ読書活動をより一層推進することを目的とする。

② 対象者 宇城市立小中学校の児童・生徒

③ 講師 高野 和佳子 氏



(2) 子ども図書館司書ボランティア（中央図書館を除く）

① 目的

子どもたちに、身近な場所でボランティア体験ができる環境をつくと共に、これらの活動を通して、本への興味・関心を持ち、図書館の果たす役割について理解を深める。また、多様な体験や地域の人々との交流の中で視野を広げ、ボランティア活動に対する喜びや豊かな人間形成を図ることを目的とする。

② 対象者

小学校4年生～中学校3年生



(3) ブックスター

① 目的

ブックスターは、赤ちゃん絵本を開く楽しい体験とともに、絵本を手渡すことで、赤ちゃん保護者がゆっくり向き合い、楽しくあたたかい時間をもつきっかけをつくる。

② 対象者 宇城市に住んでいる3・4ヶ月及び6・7ヶ月の赤ちゃん保護者（各保健センターでの健診時）

(4) 移動図書館車の運行

① 目的

市内の公共図書館から遠隔地にあり、図書館を利用することが困難な人に図書館サービスを提供することで全域サービスを目的とする。

② 対象

宇城市に住んでいる市民



(2) 図書館の統計

宇城市立図書館資料

(平成28年4月1日現在)

		中央(不知火)図書館	三角図書館	小川図書館	豊野分館	移動図書館	宇城市合計	備考
設置年月日		H11.7.19	H21.3.21	H11.4.1	H17.1.13	H22.3.17	宇城市合併 H17.1.15	H27.7 松橋図書館 閉館
面 積 (㎡)		932.4	399	605.13	200.57	—	2,137	H28.3 豊野図書館 中央図書館 豊野分館に 変更
蔵書数	図書(冊)	112,897	52,864	61,598	21,215	5,819	248,574	H28.4 中央図書館 へ松橋図書館 統合
	視聴覚資料(点)	2,867	1,544	2,454	195	0	7,060	
	雑誌数 (月刊・週刊・季刊)	2,782	767	755	298	0	4,602	
	新聞の購入誌数	7	2	3	2	0	14	
区域人口		35,169 (不知火区域・松橋区域合計)	7,880	13,119	4,431	—	60,599	
登録者数		11,750	2,647	5,578	1,278	—	19,975	
貸出冊数(冊) 平成27年度		160,589	58,599	89,516	22,530	16,477	331,234	
利用者数(人) 平成27年度		28,853	10,106	18,474	3,150	6,500	60,583	
貸出密度 (貸出冊数/区域人口)		4.57	7.44	6.82	5.08	0.27	5.47	
実質貸出密度 (貸出冊数/利用者数)		5.57	5.80	4.85	7.15	2.53	5.47	
蔵書の回転率 (貸出冊数/蔵書数)		1.39	1.08	1.40	1.05	2.83	1.30	
職員数 ()は司書・司書補の 資格者数		正職員 4	正職員 1	正職員 1(1)	正職員 1	—	職員数 7(1)	
		非常勤 7(5)	非常勤 3(1)	非常勤 4(2)	非常勤 2(1)	—	非常勤16(9)	
		臨時 1	臨時 1	臨時 1(1)	臨時 1	—	臨時職員 4(1)	

(3) 図書館の事業

図書館の事業

(平成28年4月1日現在)

	子どもの読書推進事業	奉仕的事业	広報事業	その他
全館共通事業	・宇城市童話発表大会 ・感想画コンクール ・子ども図書館司書ボランティア ・図書館まつり ・ブックスタート ・出張おはなし会 ・学校・図書館合同研修	・スタンプラリー ・布絵本ボランティア講座 ・おはなしボランティア講座 ・資料の相互貸借 ・学校・図書館職員研修会 ・文学散歩 ・職員研修会 ・延滞者督促処理 ・資料の購入と除籍 ・布絵本製作会	・広報うき「図書館情報」 ・ホームページ情報掲載	・移動図書館巡回 ・蔵書点検 ・図書館職員担当者会 ・選書会議 ・宇城市図書館協議会 ・ブックリユース
中央図書館	・団体貸出配本 ・不知火保育園おはなし会	・延滞者督促ハガキの発送	・図書館だよりの発行 ・新刊あんないの発行 ・ホームページ情報掲載	・担当者会 ・宇城地区図書館振興協議会 ・県市立図書館協議会
三角図書館	・団体貸出配本 ・スペシャルお話し会・映写会 ・ミニミニおはなし会 ・読み聞かせ会 ・よみよみカード多読者表彰 ・保育園おでかけ図書館 ・工作会 ・図書館オリエンテーション ・中学生職場体験 ・出張おはなし会	・子ども・一般特設コーナー ・県立図書館配本 ・県立図書館子ども文庫 ・郷土資料の収集・展示 ・保健センターコーナー展示 ・高齢者学級お話し会 ・お楽しみ映写会 ・布絵本製作	・図書館だよりの発行 ・新刊あんないの発行 ・ホームページ情報掲載	
小川図書館	・団体貸出配本 ・土・日のおはなし会 ・おひざにだっこのおはなし会 ・保育園児おはなし会 ・季節のおはなし会 ・小学校職場見学 ・保育園・学童・支援センター子ども文庫配本	・子ども・一般特設コーナー ・布絵本製作 ・スィムまつり ・福袋 ・映写会 ・おすすめ絵本パック	・図書館だよりの発行 ・ホームページ情報掲載	
豊野図書館	・団体貸出配本 ・ボランティアおはなし会 ・お楽しみおはなし会 ・小・中学生職場体験 ・おはなし会参加表彰 ・図書館オリエンテーション	・子ども・一般特設コーナー ・季節の製作(年4回) ・出張おはなし会(老人会、学童、支援センター)	・図書館だよりの発行 ・ホームページ情報掲載 ・小、中学生向の図書館だよりの発行	・豊野町文化協会等との共同企画作品展示コーナー

文化課

1 平成28年度文化課取組方向

文化活動を通して市民が心豊かに潤いある地域づくりを目指すため、優れた文化事業を提供します。また、文化ホールや美術館では子どもたちの文化意識の高揚を図ると共に、市民のニーズに合わせた企画展や展示会を開催し、地域文化の保存・継承を促進します。また、個性豊かな芸術・文化にふれたり、自らを表現する活動や発表の場を提供するなど、市民の文化的取組みを支援します。

歴史、文化財は、先人が残した財産です。この貴重な財産が失われないよう埋蔵文化財、古文書、公文書等の保護に努め、それらの保存についても正確に後世に継承するとともに、三角西港をはじめ有効な活用を図り、地域や各団体の活動の支援のため補助事業等に取り組みます。

2 重点努力事項

(1) 文化活動の推進と伝統文化の継承（文化振興係）

- ① 文化協会への活動支援
- ② 伝統文化芸能の継承及び保存
- ③ 「伝統文化芸能まつり」の市民協働参画の促進
- ④ 芸術文化に親しめる環境の整備



(2) 文化施設の活用促進（文化振興係）

- ① 自主文化事業の充実と指定管理者との連携
- ② 美術館の各種講座と展示会の充実
- ③ 美術館企画展を活かした子どもたちの美術的意識の高揚
- ④ 文化活動充実を図るためのボランティア育成
- ⑤ 文化芸術施設を拠点に芸術文化に触れ合う機会の創出や伝統文化芸能の普及啓発の推進

(3) 文化財の保存と活用（文化財世界遺産係）

- ① 埋蔵文化財発掘調査の推進

- ② 指定文化財の保存及び活用に係る補助制度の整備
- ③ アーカイブズ事業の充実
- ④ 古文書の保存及び活用
- ⑤ 文化財指定の促進
- ⑥ 資料館収蔵品の整理と活用
- ⑦ 文化財の調査・研究、保存・整備



浄水寺古碑群附補修碑（現在は保護のために覆屋の中にあります。）

（４）世界遺産三角西港の保全と活用（文化財世界遺産係）

- ①修復・整備活用計画策定
- ②国重要文化的景観選定へ向けた調査
- ③国重要文化的景観選定地の整備活用計画策定
- ④ワークショップ及び地元説明会による周知啓発活動
- ⑤世界遺産を核とした三角地域の統一的な地域振興

３ 具体的な事業

（１）文化活動の推進と伝統文化の継承

- ① 文化協会への補助と連携
- ② 学校・団体・指定管理者等への事業推進

文化芸術団体による巡回公演等の事業推進をすることにより、子どもたちや市民の方々へ優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供して、コミュニケーション能力の育成、将来の芸術家の育成、芸術鑑賞能力の向上につなげます。

- ③ 伝統文化芸能まつり開催

宇城市は豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、古くから歴史的風土に培われた多彩な伝統文化があります。これらは先人達が生活の営みの中で育んできた貴重な財産であり、それを受け継ぎ、守り、後世に埋もれないよう継承するとともに「伝統文化芸能まつり」を開催することにより、市民に知ってもらうことはもとより、伝統文化活動を通し心豊かな人間形成と地域の絆づくりを目指すものです。

(2) 文化施設の活用促進

【不知火美術館】



〈基本方針〉

- ①市民に親しまれ気軽に利用できる美術館づくり
- ②先人達の残した文化遺産を後世に伝える美術館づくり
- ③市民の生涯学習と文化活動を支援する美術館づくり

〈事業内容〉

◎企画展 年6回開催

主なもの

- ・マナブ間部記念宇城市児童・生徒絵画展
- ・絵本原画展（夏季期間、図書館との共催）
- ・「マナブ間部展」等収蔵品展

◎各種実技講座 5講座（年間8回）

デッサン・水墨画・絵手紙・淡彩・日本画

◎企画展開催中以外は貸会場として有料貸出し

◎収蔵品について

マナブ間部（宇城市出身）の作品をはじめ、458点を収蔵



【指定管理：松橋総合体育文化センター及び小川文化ホール】

市の財政を圧迫していたこと、それに民間のノウハウを入れることにより効率的な運営ができる可能性と、施設の有効かつ施設経費の削減を考え、平成20年度より指定管理者へ管理委託。



ウイングまつばせ



ラポート

〈効果〉

民間企業のノウハウを入れることによって、より効率的な運営・市民へのサービスの向上・施設管理費の削減が実施できています。

(3) 文化財の保存と活用

埋蔵文化財とは先人の残した生活の痕跡、いわゆる「遺跡」であり、現在行われる開発行為等はそれらを破壊する行為と言えます。

それを防ぐため、開発が行われる際に調査を行い、現状保存もしくは記録保存を行うことで文化財を保護、保存していく必要があります。

そのために行われるのが発掘調査であり、最終的に遺跡が破壊されることになっても記録によりその遺跡の性格や位置付けを理解することが可能となり、郷土の歴史を残すことができます。

また、発掘調査で理解されたことをさらに深め、形に残すために行う必要があるのが、出土品の整理・報告作業です。これらが行われることによってはじめて発掘調査が終了し、郷土の歴史を後世に引き継ぐことができるようになります。

以上のように保存が行われた文化財のうち、現状保存となったものについてはその後の適切な管理が必要となります。また、歴史的価値が非常に高いとされるものについては、国、県、市町村と相応のレベルで指定されることによって、破損や欠失を防ぐための保護が行われます。これには専門家による文化財的価値付けのための綿密な調査が必要となり、また行政と地元が一体となって郷土の歴史を守るために、文化財に関心を寄せ取り組んでいくべき重要な作業です。

以上の課程を経て、各教育機関における遺跡見学案内や学習補助等の活用事業を行うことによって周知が行われます。これによって、小中学生を中心に郷土やその歴史に対する関心を得ることができ、正しい知識を身に付けることができます。また、同様に教員や地元市民に対して活用事業を行うことによって、自身の郷土に対する関心、理解を深めるだけでなく、地域や子どもに対して関係性を深めるためのきっかけを提案することにつながります。



埋蔵文化財発掘調査の様子

(4) 世界遺産三角西港の保全と活用（文化財世界遺産係）

九州・山口地域を中心とする産業遺産群は、1850年代から1910年までの50年余りという短期間で、非西洋諸国において製鉄・製鋼・造船・石炭産業を基盤に急速な近代化を達成したことが認められ、平成27年7月に三角西港を含む8県11市の23資産「明治日本の産業革命 製鉄・製鋼・造船・石炭産業」が世界文化遺産に登録されました。

この世界遺産登録に際し追加勧告がなされ、平成29年7月までに修復・整備活用計画の策定を行い、平成30年の世界遺産委員会に諮ることが求められています。

三角西港においても、価値を明確化し、保存と活用を相互に補完するために、計画書策定へ向けて取り組んでおります。

また、三角西港を含む周辺地域について、平成27年1月に国重要文化的景観「三角浦の文化的景観」に選定されました。既選定地の整備活用を行うとともに、歴史的調査、ワークショップ、地元説明会を行い、文化財の価値を見出しつつ、地元の方々を含め三角西港を後世に伝え活用できる施策を行っております。



※ 記載の取組み事項については、これまでの経過に基づく通常の方針となりますが、今回の熊本地震により、「ウイングまつばせ」や「不知火美術館」などの公共施設そして文化財も甚大な被害を受けました。早急な復旧を目指し最大限の取組みを行っていますが、完全復旧により通常業務が回復するには相当の時間と経費を要すると思われます。

スポーツ振興課

1 平成28年度取組方向

平成22年度策定の「宇城市スポーツ振興計画」に基づき、宇城市民が生涯にわたって、「スポーツ」や「レクリエーション」を通して生き生きと活力ある生活環境づくりを推進するため、各種団体・関係機関との連携のもと、スポーツ活動やレクリエーション活動を支援する。また、スポーツ施設の充実と効果的活用を図り、宇城市の生涯スポーツの推進及び振興と発展に努めます。

2 重点努力事項

(1) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

- ① 各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催
- ② ニュースポーツの普及及び啓発
- ③ 総合型地域スポーツクラブの育成
- ④ 小学校運動部活動の社会体育移行の推進

(「宇城市社会体育移行検討委員会」開催及び「指導者バンク」の設置に取り組む)

(2) スポーツ施設の整備・充実

- ① 安全・安心な施設の提供
- ② スポーツ施設の利用拡大及び有効活用
- ③ 体育施設の指定管理者導入の推進

(不知火地区内の社会体育施設を、平成29年度から指定管理へ取り組む)

(3) スポーツ指導者の育成と関係団体の組織強化

- ① 体育協会や各種スポーツ団体の組織強化
- ② スポーツ推進委員の資質向上・各種スポーツの指導者育成

3 具体的な事業

(1) 各種大会・教室の開催

市民だれもがスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、各種団体や民間と協力しながら、各種スポーツ大会やスポーツ教室を充実させる。

① 宇城市陸上教室の開催

〈趣旨〉 運動の基本である「走る」技能の向上と共に、宇城市管内小学生を対象に陸上競技を通して他校の児童と交流を図り、スポーツ選手としてのマナーを身につけ、体力の向上を図ることを目的として開催。

〈実施内容〉

開催日	平成27年10月3日～11月28日（全8回）
会場	宇城市立岡岳グラウンド
対象	陸上競技に関心を持つ宇城市内の小学生 低学年：126人 高学年：32人 計158人
受講料	1,500円



② 宇城市少年野球教室の開催

〈趣旨〉 野球専門家の指導により、野球の基礎知識及び技術を学ぶと共に、スポーツに対する意識の高揚と青少年の健全育成を図ることを目的として開催。

〈実施内容〉

日時	平成27年11月29日（日） 午前9時から午後4時
会場	松橋中学校グラウンド
講師	江藤省三氏（松橋町出身、慶応義塾大学野球部監督）
対象者	宇城市内中学生 52名



(2) 総合型地域スポーツクラブの育成

新たな地域スポーツの振興方策と期待される総合型地域スポーツクラブの育成を目指した取組みを推進。

宇城市では、平成20年度に不知火町、22年度に松橋町・小川町で設立されている。(会員数は、平成28年3月末現在)

○NPO法人不知火クラブ

設立年月日：平成21年3月31日

会 員 数：254名

種 目 数：19種目

(バスケット、柔道等)



○UKI おがわクラブ

設立年月日：平成23年1月15日

会 員 数：90名

種 目 数：6種目

(ジュニアサッカー、卓球等)



○総合型クラブまつばせ

設立年月日：平成23年3月19日

会 員 数：110名

種 目 数：11種目

(スポーツ吹矢、バウンドテニス等)



(3) 指定管理者導入の推進

民間活力を導入したサービスの向上と効率的な施設管理・運営を図るため「ウイングまつばせ」、「不知火温水プール」に続き、平成29年度不知火地区の社会体育施設、また将来「ふれあいスポーツセンター」への指定管理者制度の導入を図る。

○不知火温水プール



○ふれあいスポーツセンター



VI まとめ

宇城市では、市町村合併や新教育基本法の施行に伴い、これまで様々な教育改革を実施してきました。現在、学校教育では、教育課程特例校として、英会話科や伝統文化・食文化学習の教科を創設し、国際社会の中でたくましく生きるとともに、ふるさとを愛する児童生徒の育成に取り組んでいます。二学期制もしっかりと定着して学びの連続が生まれるシステムが構築されています。また、平成26年度に「論語・日本語」（小・中学校編）のテキストを作成して素読・音読に取り組み、児童生徒の情緒を豊かにするとともに、語彙力の向上に努めています。

生涯学習・生涯スポーツ分野においては、人権尊重、男女共同参画社会の形成を基盤として、旧五町に存在する生涯学習施設を、統合的にネットワークしながらの生涯学習活動や健康スポーツ活動などの啓発普及活動を行い、地域のさまざまな活動を支援していきます。

芸術文化分野においては、伝統文化芸能の普及啓発とともに、宇城市が誇る三角西港の世界文化遺産登録を慶事とし、更なる学びと活用場の場づくりに尽力していきます。

1 教育の方向の設定

本市の教育の方向や目標では、教育基本法の目的である①知徳体 ②個性・創造性・職業観 ③倫理観と社会性 ④生命・自然の尊重 ⑤伝統文化・国際社会への貢献の五項目とともに、宇城市の教育理念を「豊かな心と意欲を持った人づくり、絆を大切に作る地域づくり」と定めて、知己の関わり合いやつながりを重視した絆の醸成、地域の教育力の向上と、地域指導者の育成を図りながらのリーダー養成、豊かな人間性と確かな学力を身につけた子どもの育成に取り組んでいます。また、その達成にあたっては、教育委員会内関係各課との共通理解を図るとともに、市長部局・関係各機関・関係団体等との連携を図りながら推進していきます。

2 10年先の宇城市を担う「子どもの健全育成」

子どもの健全育成は学校教育だけで担えるものではなく、家庭地域や関係団体や機関との協力・連携・協働が成功の鍵となります。現在、社会教育が主体の学校支援本部事業や学校教育が主体の小中一貫・連携教育等の取り組みにより、学校教育・社会教育の垣根を越えて、学校と家庭と地域住民が連携した学校経営が行われるようになりました。

最近、学校評価制度も定着し、学校による地域への説明責任が積極的に行われるようになり、地域の方々も、様々な形で学校支援や交流活動に参加しておられます。地域の学校支援と学校の地域貢献が車の両輪として機能するように整備し、地域ぐるみで子どもの健全育成に取り組む環境の整備が重要です。

3 リーダーの育成と組織の継続・強化

環境、防災、食育、伝統文化、健康・スポーツ振興、まちづくり等の教育を地域ぐるみで総合的に推進するためには、地域団体や住民リーダーの果たす役割は大きいと考えます。地域の教育力や家庭の教育力を向上させるためには、地域のリーダー育成が欠かせません。「ひと・もの・こと」の情報を共有できるネットワークづくりを構築するとともに、リーダーとして出力したり交流したりすることを自分の学びと捉えてできる人材の育成が重要であると考えます。また、このことが地域と学校の双方の教育力の向上にも繋がると考えています。

4 市民一人一人の交流を通して互いの絆の醸成

生涯学習には、①知識・技術の学び②実践の学び③生き方の学び④交流の学びの4つの視点があります。特に本年度は、この4番目の視点である「交流」に重点を置き、絆づくりとネットワークづくりに取り組みます。

交流には、二つの軸があります。一つは、学校を中心とした幼保小中高大社会へとつながる縦軸の交流であり、もう一つは、地域社会の中における家庭、学校、地域、関係機関とつながる横軸の交流です。21世紀は、高度情報化が進展し、価値観の多様化する時代です。個々の努力だけで乗り越えられる時代ではありません。今後、学校・地域・家庭が、互いに連携・交流を深めながら、地域のつながり（絆）をつくっていく教育の在り方が重要であると考えます。

5 「論語・日本語」の素読・音読の推進

これまで、論語・古典の素読・音読を推奨し、各学校でさまざまな言語活動に取り組んできました。本年度は、一昨年度に作成した「論語・日本語」のテキストを更に系統的、継続的に取り組んでいきたいと考えています。このことが、児童生徒の言語力の向上と豊かな心を育む取り組みが展開されるとともに、児童生徒の素読・音読を支援する地域活動が生まれ、地域と学校の貢献と支援の関係が構築されることを期待しています。

6 環境、防災、国際理解、伝統文化と世界遺産

宇城市では、ユネスコが提唱し世界中で取り組まれているESD（持続可能な開発教育）を教育に導入し、これまで宇城市で取り組んできた国際理解教育、環境教育、世界遺産や伝統文化教育、防災安全教育、人権教育、NIE教育などを関連させながら総合的に取り組んできました。

三角西港が日本政府から明治日本の産業革命遺産として世界文化遺産へ登録されたことを契機に、伝統文化や世界遺産に関する学習活動や啓発をESDの大きな柱として捉え、地域においては、環境・伝統文化・食育・国際理解・防災などの活動を通してリーダーを養成し、学校と地域が相互の垣根を越えて貢献・支援・交流したりするシステムを整備したいと考えております。

教育施設一覽

(資料編)

(1)学校の現状

平成28年5月11日現在

項目 学校名		28年度 児童生徒数	学級数	29年度 予測数	30年度 予測数	31年度 予測数	完成年月
小学校	三角小学校	194	9	192	197	198	H20・3
	青海小学校	90	8	95	92	95	H1・3
	松合小学校	43	5	40	41	37	S62・2
	不知火小学校	364	18	388	384	390	S54・3
	松橋小学校	515	19	498	508	481	S57・3
	当尾小学校	422	15	426	449	450	H8・3
	豊川小学校	227	10	234	223	217	S60・8
	豊福小学校	451	18	460	469	454	S45・3
	小野部田小学校	89	7	84	84	80	H23・3
	河江小学校	356	14	348	353	352	H12・8
	小川小学校	132	8	140	139	130	S・51・1
	海東小学校	81	8	75	78	75	H23・3
	豊野小学校	206	10	200	188	244	H25・3
	計	3,170	149	3,180	3,205	3,203	
中学校	三角中学校	142	7	137	129	137	H15・3
	不知火中学校	203	9	197	192	195	H20・3
	松橋中学校	731	21	756	786	798	S54・7
	小川中学校	387	14	379	368	346	S47・2
	豊野中学校	112	4	112	117	105	H52・6
	計	1,575	55	1,581	1,592	1,581	
合計		4,745	204	4,761	4,797	4,784	



(2)生涯学習施設一覧

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
宇城市立中央公民館	869-0552	宇城市不知火町高良2273番地1	32-0277
宇城市立松橋公民館	869-0502	宇城市松橋町松橋564番地	33-4141
宇城市立小川公民館	869-0624	宇城市小川町江頭80番地	43-0004
宇城市立三角センター(公民館)	869-3205	宇城市三角町波多252番地	52-2245
宇城市立豊野公民館	861-4301	宇城市豊野町糸石2996番地1	45-3700
宇城市立中央図書館	869-0552	宇城市不知火町高良2352番地	32-6211
宇城市立小川図書館	869-0624	宇城市小川町江頭80番地	43-5111
宇城市立三角図書館	869-3205	宇城市三角町波多219番地1	53-1849
宇城市立中央図書館豊野分館	861-4301	宇城市豊野町糸石3824番地	45-3205
宇城市インダストリアル研修館	869-0502	宇城市松橋町松橋564番地	32-5739
宇城市豊野コミュニティセンター	861-4307	宇城市豊野町巢林309番地1	45-2955
宇城市河江コミュニティセンター	869-0632	宇城市小川町南新田476番地	43-4400
宇城市小川コミュニティセンター	869-0621	宇城市小川町小川43番地2	43-0004
宇城市郡浦市民館	869-3204	宇城市三角町中村1152番地	
宇城市大岳市民館	869-3412	宇城市三角町手場2021番地7	
宇城市戸馳生涯学習センター	869-3203	宇城市三角町戸馳5151番地	
宇城市郡浦生涯学習センター	869-3204	宇城市三角町中村1759番地1	
宇城市大岳生涯学習センター	869-3412	宇城市三角町手場1982番地	
宇城市三角北地区生涯学習センター	869-3201	宇城市三角町大田尾985番地	
宇城市三角東地区生涯学習センター	869-3205	宇城市三角町波多1756番地	
宇城市三角地区生涯学習センター	869-3205	宇城市三角町波多626番地	

(3)文化施設一覧

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
松橋文化ホール(ウイングまつばせ)	869-0531	宇城市松橋町大野85番地	32-5555
小川文化ホール(ラポート)	869-0624	宇城市小川町江頭80番地	43-0004
不知火美術館	869-0552	宇城市不知火町高良2352番地	32-6222
松合郷土資料館	869-3472	宇城市不知火町松合136番地1	42-3560
小川郷土資料館(休館中)	869-0621	宇城市小川町小川43番地2	25-5288
豊野郷土資料館(休館中)	861-4301	宇城市豊野町糸石3824番地	45-3205

(4)体育施設一覧

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
三角北地区生涯学習センター	869-3201	宇城市三角町大田尾985番地	52-2488
三角東地区生涯学習センター	869-3205	宇城市三角町波多1756番地	52-2488
郡浦地区生涯学習センター	869-3204	宇城市三角町中村1759番地1	52-2488
大岳地区生涯学習センター	869-3412	宇城市三角町手場1982番地	52-2488
三角地区生涯学習センター	869-3205	宇城市三角町波多626番地	52-2488
戸馳地区生涯学習センター	869-3203	宇城市三角町戸馳5151	52-2488
宇城市立不知火体育館	869-0552	宇城市不知火町高良2273番地1	32-0277
宇城市立松合体育館	869-3472	宇城市不知火町松合168番地1	32-0277
宇城市立松橋総合体育館	869-0531	宇城市松橋町大野85番地	32-5555
宇城市武道館	869-0552	宇城市不知火町高良2273番地1	32-0277
宇城市立三角グラウンド	869-3205	宇城市三角町波多2772番地・2789番地	52-2488
宇城市立不知火グラウンド	869-0552	宇城市不知火町高良696番地	32-0277
宇城市立岡岳グラウンド	869-0501	宇城市松橋町松山3725番地	32-1945
宇城市立当尾グラウンド	869-0511	宇城市松橋町曲野1624番地22	32-1945
宇城市立豊川グラウンド	869-0543	宇城市松橋町南豊崎667番地	32-1945
宇城市立豊福グラウンド	869-0533	宇城市松橋町両仲間1075番地1	32-1945
宇城市立稲川グラウンド	869-0613	宇城市小川町東小川14番地	43-0004
宇城市立観音山グラウンド	869-0622	宇城市小川町西北小川222番地	43-0004
宇城市立豊野グラウンド	861-4301	宇城市豊野町糸石2991番地	45-3700
三角B&G海洋センター	869-3205	宇城市三角町波多2864番地32	52-2488
宇城市民プール	869-0524	宇城市松橋町豊福1786番地	32-1945
宇城市不知火温水プール	869-0552	宇城市不知火町高良2348番地	33-6678
宇城市松橋グラウンドゴルフ場	869-0502	宇城市松橋町松橋395番地	32-1945
宇城市豊野グラウンドゴルフ場	861-4301	宇城市豊野町糸石2614番地1	45-3700
松橋勤労身体障害者教養文化体育施設	869-0524	宇城市松橋町豊福1786番地	32-1945
宇城市農業者トレーニングセンター	861-4301	宇城市豊野町糸石3029番地	45-3700

2016 宇城市の教育(教育要覧)

平成28年6月発行(第6刷)



宇城市教育委員会

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地

T e l 0 9 6 4 - (3 2) - 1 9 0 7

F a x 0 9 6 4 - (3 2) - 1 1 3 7